

2020年9月9日

京都府知事 西脇 隆俊 様

京都府職員労働組合
執行委員長 木守 保之

新型コロナウイルス感染症への対応に係る申し入れ（第7次）

新型コロナウイルス感染症への対応については、これまで6次にわたって申し入れを行い、休暇制度や職場環境について、一定の改善が図られました。

府民のいのちとくらしを守り、職員が安心して業務にあたる体制づくりのため、下記の事項を申し入れますので、誠実な対応を求めます。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症対応に係わって設置されているセンター等の勤務条件、労働環境等について明らかにし、適正な労働時間管理、労働安全衛生基準に基づいた執務環境を確保すること。
- 2 新型コロナウイルス感染症対応に係る人事異動については、本人合意を前提に丁寧な対応を行い、不利益を生じさせないこと。また、移動元職場について業務を縮小するなどの対応を行うこと。
- 3 冷房については9月10月においても、時間外、土日祝日も含め適切に対応すること。
- 4 在宅勤務の推進を図ることだけを優先しアンケートが行われているが、そもそもの業務継続計画や新型コロナウイルス感染症対応に係わって、総合的に課題を明らかにするための職員アンケートこそ行うこと。在宅勤務アンケートについては、会計年度任用職員を除外せず意見を聞くこと。
- 5 保健所、健康福祉部、商工労働観光部、危機管理部等土曜・日曜・祝日も含め体制をとっている所属について、人員増を基本とした体制強化を行うこと。当面、振替・代休すら十分に取得できていない実態を踏まえ、夏季休暇については完全取得ができる環境づくりに責任を果たすという交渉の到達点にたち、取得期間の延長を行うとともに、振替・代休より優先し取得するようにすること。
- 6 新型コロナウイルス感染症対応にかかわって、各所属（振興局においては課ごと）ごとの時間外勤務の状況を明らかにすること。また、月45時間以上、60時間以上勤務者の人数等を明らかにすること。
- 7 防疫手当について、防護服の着用をする業務に係わらず手当支給がされていない実態もあり、改善を図ること。
- 8 府立大学のデジタル疎水の容量等必要なオンライン環境について府の責任で整備するとともに引き続き学生支援を図ること。
- 9 コロナ対応の現場の最前線でありながら毎月5億円近い減収を余儀なくされている府立 医科大学附属病院への財政的措置を講じること。同様に他の医療機関への財政的支援を講じること。
- 10 政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の今後の取組として国が「保健所等の人員体制の強化に向けた財政措置を検討する」としていることを踏まえ、保健師の育成、採用、確保について府として方針を持って推進すること。